

三重県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(平成二十五年三月二十九日 三重県規則第三十一号)

改正 平成二十七年三月二十七日三重県規則第三十号

改正 平成二十八年三月二十九日三重県規則第三十九号

(趣旨)

第一条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の提出)

第二条 法、省令又はこの規則の規定により、知事に提出する申請書、報告書、申出書及び届出書は、当該申請、報告、申出及び届出に係る建築物の敷地の所在地を所管区域とする建築主事が属する建設事務所の長を経由して提出するものとする。

(知事が別に定める機関による審査)

第三条 法第五十三条第一項の規定による認定の申請又は法第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、知事が別に定める機関により、申請に係る低炭素建築物新築等計画（法第五十三条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下同じ。）が法第五十四条第一項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合しているかどうかの審査を受けることができる。

(知事が定める図書)

第四条 省令第四十一条第一項の知事が必要と認める図書は、別表第一の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

- 2 省令第四十一条第一項に規定する付近見取図は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条に規定する都市施設が記載されている縮尺二千五百分の一程度の図面とする。
- 3 省令第四十一条第三項に規定する知事が不要と認める図書は、別表第二の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

第五条 削除

(完了報告)

第六条 法第五十五条第一項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）は、認定低炭素建築物新築等計画（法第五十六条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下同じ。）に基づく工事が完了したときは、速やかに、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（様式第一号）に次に掲げる図書及び書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨の確認書（様式第二号）の写し（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五条の六第四項の規定により定めた工事監理者（工事監理者を定める必要のない工事の場合にあっては、工事施工者）による認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨の確認を受けたもの）
- 二 建築基準法第七条第一項又は第七条の二第一項の規定による検査を要する建築物の場合にあっては、同法第七条第五項又は同法第七条の二第五項の検査済証の写し
- 三 外壁、床及び屋根の断熱工事を行った場合にあっては、断熱材の施工状況が確認できる写真
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(工事を取りやめる旨の申出)

第七条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事を取りやめようとするときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事を取りやめる旨の申出書（様式第三号）に省令第四十三条第二項の通知書（法第五十五条第一項の認定を受けた場合にあっては、当該通知書及び省令第四十六条において準用する省令第四十三条第二項の通知書）を添えて、正本一通及び副本一通を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第八条 法第五十三条第一項又は法第五十五条第一項の規定による認定の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、低炭素建築物新築等計画の認定申請取下げ届（様

式第四号)により、正本一通及び副本一通を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

認定建築主は、省令第四十四条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(様式第五号)により、正本一通及び副本一通を知事に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第十条 知事は、法第五十三条第一項又は法第五十五条第一項の規定による認定の申請に係る計画が認定基準に適合しないと認めるときは、低炭素建築物新築等計画を認定しない旨の通知書(様式第六号)により申請者に通知するものとする。

(改善命令)

第十一条 知事は、法第五十七条の規定により改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、認定低炭素建築物新築等計画に関する改善命令書(様式第七号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第十二条 知事は、法第五十八条の規定により低炭素建築物新築等計画の認定を取り消すときは、認定低炭素建築物新築等計画の認定取消し通知書(様式第八号)により認定建築主に通知するものとする。

附 則(平成二十五年三月二十九日 三重県規則第三十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十七年三月二十七日 三重県規則第三十号)

- 1 この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている申請書に係る改正後の三重県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係)

区分	図書の種類
第3条の規定により審査を受け、知事が別に定める機関により低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合すると認められた場合	当該機関が交付する適合証の写し
低炭素建築物新築等計画に係る住宅が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合(法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。)	設計住宅性能評価書の写し
低炭素建築物新築等計画に係る住宅が建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「低炭素化の基準告示」という。)Iの第2の1-2(2)により国土交通大臣の認定を受けた住宅である場合	当該認定を受けたことを証する認定書等の写し
低炭素建築物新築等計画に係る住宅が、住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する場合	当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号)4(2)③に規定する都市の緑地の保全への配慮に係る制限等を有す	都市の緑地の保全に関する制限等に適合することを証する書類

る地域における場合	
法第 54 条第 2 項 (法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による申出をする場合であって、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第 6 条の 3 第 1 項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するとき (同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。)	建築基準法第 18 条の 2 第 1 項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し

別表第 2 (第 4 条関係)

区分	図書の種類
低炭素化の基準告示 I の第 2 の 1-2(2)により国土交通大臣の認定を受けたことを証する認定書等の写しを添えた場合	当該認定書等において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写しを添えた場合	当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事が完了した旨の報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
報告者（認定建築主）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事が完了したので報告します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定低炭素建築物新築等計画に基づき工事が完了したことを確認した建築士
（ 級）建築士（ ）登録第 号
住 所
氏 名 印
（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
所在地
名 称

(※)

{	認定低炭素建築物新築等計画に基づき工事が完了したことを確認した工事施工者	}
	工事施工者の名称	
	建設業許可（ ）第 号	
	主任（監理）技術者の氏名 印 所在地	

- 5 軽微な変更の有無 有・無

備考

- 1 報告者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 (※) 欄は、工事監理者を定める必要のない工事の場合（任意で工事監理者を定める場合を除く。）に記載してください。
- 3 認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨の確認書（様式第2号）の写しを添付してください。
- 4 「5 軽微な変更の有無」が「有」の場合、軽微な変更届（様式第5号）を併せて届け出てください。

認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定建築主 様

確認者 (級) 建築士 () 登録第 号
 住 所
 氏 名 印
 (級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
 所在地
 名 称

(※) (工事施工者の名称
 建設業許可 () 第 号
 主任 (監理) 技術者の氏名 印)

次のとおり、認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を確認しました。

	確認を行った部 位、材料の種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果（不適の場 合には、その内容）
くたい 躯体の外皮性能				
空気調和設備（住 宅にあつては暖 冷房設備）				
機械換気設備				
照明設備				
給湯設備				
昇降機				
エネルギー利用 効率化設備				
その 他 低 炭 素 化 に 資 す る 措 置	①			
	②			

(※) 欄は、工事監理者を定める必要のない工事の場合（任意で工事監理者を定める場合を除く。）に記載してください。

認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
申出者
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事を取りやめるので申し出ます。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置

備考 申出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

低炭素建築物新築等計画の認定申請取下げ届

年 月 日

三重県知事 宛て

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

届出者

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく申請を取り下げますので届け出ます。

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請根拠条項
法第 条第 項
- 3 確認の特例の有無（法第54条第2項に基づく申出）
有 無
- 4 申請に係る建築物の位置
- 5 取下げ理由

備考 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

低炭素建築物新築等計画を認定しない旨の通知書

年 月 日

様

三重県知事

印

下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 認定しない理由

教示 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

認定低炭素建築物新築等計画に関する改善命令書

年 月 日

様

三重県知事

印

下記の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 申請に係る建築物の位置
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限

- 教示
- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

認定低炭素建築物新築等計画の認定取消し通知書

年 月 日

様

三重県知事

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第 58 条の規定に基づき、下記の認定低炭素建築物新築等計画について、その認定を取消しましたので、これを通知します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 取消し理由

- 教示 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。